

## パブリックコメント実施結果（概要）

H30.8.24 掲示

案 件 名	玉野市学校給食センター整備基本計画（案）
募集期間	平成30年7月27日（金）～平成30年8月10日（金）
閲覧場所	玉野市HP 玉野市役所情報公開室 各市民センター 図書館 すこやかセンター ミネルバ
担当課 （問合せ）	教育委員会事務局 玉野市学校給食センター Tel：(0863) 31-6441 Fax：(0863) 31-6466 E-mail：kyuusyoku@city.tamano.lg.jp

### ■意見提出可能な人

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所または事業所を有する者
- (3) 本市の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有する者
- (6) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

### ■意見提出者数及び件数

- (1) 提出者数 6名（男：6 女：0）
- (2) 提出方法 FAX：2件 メール：4件
- (3) 提出者区分 本市の区域内に住所を有する者：6件

### ■結果

提出された意見と本市の考え方は別紙のとおりです。

なお、本件については、平成30年8月23日（木）に開催された総務文教委員会協議会において、原案のとおり修正なく了承されました。

■ 提出された意見と本市の考え方

区分	意見	市の考え	
施設数	2件	<p>現状の2施設を1つに統合するとのことだが、2つとも建て替えてほしい。</p>	<p>本市は、玉野市公共施設等総合管理計画において、既存施設について、統廃合等により規模や配置の最適化を進める方針を示しています。</p> <p>両施設の建設当時に比べ児童・生徒数が大幅に減少し、今後も減少が見込まれる中、今回の整備基本計画（案）においても、同方針及び財政的観点に基づき、既存2施設を1施設に統合することとしています。</p>
	1件	<p>2施設の方が、災害など不測の事態に対応しやすいことは明らかだ。</p>	<p>大規模災害時のリスク分散の観点からいえば複数施設が望ましいのはご指摘のとおりですが、上記理由により1施設へ統合する方針です。</p>
	1件	<p>2施設のほうが1施設あたりの食数が少なくなり、より目の届いた安全安心な給食を提供できるのではないか。</p>	<p>センター（共同調理場）方式であれば、食数によって調理工程が大きく変わることはありません。</p> <p>いずれの方式であっても、食材の調達、献立作成はこれまでどおり市が責任を持って行います。また、調理管理、衛生管理についても市が責任を持ってモニタリング（監視）します。</p>
	1件	<p>統合には、配送時間や大規模化に伴う様々な制約が考えられる。</p>	<p>基本計画（案）にあるとおり、配送時間等の諸条件はクリアできる見込みです。</p> <p>また、現在の学校給食センター（玉原）は6,000食の調理能力があり、基準は異なるものの、新施設（4,000食規模）の整備に制約等はないものと考えています。</p>
	1件	<p>2施設の方が配送時間が短くなり、より温かい給食が提供できる。</p>	<p>給食を食べる時刻が決まっているため、調理から喫食までの時間に、現在と大きな差は出ないものと考えています。</p>

区分	意見	市の考え
運営方法	2件 従来方式を強く希望する。 民設民営による経費節減を計画しているが、子どもたちの給食は市が責任を持って提供するべきだ。	民設民営は、PFI(BTO)、DBO とともに、現在導入を想定している手法の一つです。 いずれの手法に決定した場合も、食材の調達、献立作成はこれまでどおり市が責任を持って行います。 また、調理管理、衛生管理についても市が責任を持ってモニタリング（監視）しますので、調理業務や食器洗浄等以外は基本的に従来手法と変わりありません。
	1件 学校の給食だけで運営することは時代に逆行していると考え。食に関係した民間企業に移管が最善だ。	給食以外の付帯事業は必須とせず、事業者の提案によることとしています。付帯事業により本市の財政負担の軽減や、財政負担無くサービスの向上が図られる場合等は、採用する可能性があります。 なお、食材の調達、献立作成はこれまでどおり市が責任を持って行います。事業の全てを民間企業に移管するということはありません。
	1件 民間業者は営利優先であり、採算が取れなければ撤退すると考えられる。	事業者とは長期契約を結ぶ予定としています。 基本計画（案）にあるとおり、事業者都合による一方的な撤退等により給食の提供ができなくなることの無いよう、「契約等におけるリスク分担の明確化」によりリスク管理を行います。
	1件 市職員や専門業者が定期的にチェックすることによって民間委託への不安は解消できるのではないかと。定期的に契約を見直すことで、市の管理や食の安全性は確保できると思う。	基本計画（案）にあるとおり、「適切なモニタリング（監視）の実施」により、要求水準を満たした事業が遂行されるものと考えます。 明確化された要求水準が満たされている限り、食の安全性はより客観的に確保できると考えます。
	1件 しっかりしたルールを構築し、市が管理する体制を整えれば、将来的に地元業者への発注も可能になってくるのではないかと。この点について基本計画に盛り込んで良いのではないかと。	地元経済の振興や地元企業の活用は重要な観点であり、これらを審査項目とすることによって、課題は解消できるとの考えを基本計画（案）にも記載しています。 審査基準は、今後、市議会等からご意見をいただきながら作成していきます。

区 分		意 見	市 の 考 え
評 価 方 法	2 件	提案事業の評価を適切に行うことが重要である。判断基準を作成し、市民にも公表すべきと考える。	審査基準は市議会等からご意見をいただきながら作成し、概要は、市民、事業者に向け、市HP上で公表する予定としています。 この基準を基に、選定委員会が審査する予定です。
	2 件	評価結果を公表すべき。	公表する予定です。
	1 件	事業者の資金面等の安全性、事業計画の健全性の評価を適切に行う必要がある。 この分野に十分な知見と経験を有する者が評価に当たることが不可欠と思う。	ご指摘のとおりです。 基本計画（案）にあるとおり、選定基準の作成等には専門的知見の活用を図ることにしています。 また、審査を行う選定委員には、十分な知見と経験を有する専門家にも就任をお願いしたいと考えています。
	1 件	審査は市だけでなく、市民・専門家などを含めた第三者を加えて厳正なる検討・審査をお願いする。	
立 地	1 件	事業者から場所の提案があれば、検討すべきと考える。	市有地としては基本計画（案）に示す建設候補地のみを想定していますが、コスト削減が図られる等の提案であれば、事業者による用地の提案も否定するものではありません。
	1 件	建設候補地は配送効率が悪いのではないか。みやま公園周辺の方が効率が良いのではないか。 災害対応機能を謳うのであれば、人口密集地に近い立地が良い。	学校給食センターの建設には一定以上の面積が必要なことや、上下水道の引き込み、周辺環境に与える影響等を勘案し、市が保有する土地の中では候補地が最適と考えます。また、学校給食衛生管理基準により、調理から喫食まで2時間以内とすることが求められていますが、この点については基本計画（案）にあるとおりクリアできる見込みです。
	1 件	進入経路が津波や液状化の影響を受けるのではないか。災害時の避難所としての利用も考えられ、交通の被害を受けにくい立地を再検討すべきではないか。	なお、現時点で避難所としての活用は想定しておりません。

区分	意見	市の考え	
付帯事業	1件	幼稚園、保育園も併せて設備活用を考えない理由は何か。	保育園の3歳未満児への食事提供は、省令により自園施設による調理が原則とされています。3歳以上児への給食提供は可能ですが、園に調理施設があるため、合理的ではありません。
	1件	幼稚園、保育園などへの給食提供は非常に良いことだ。 将来的な提供食数減少に対応して、介護施設などへの提供も今後検討すべき。	幼稚園への給食提供はルール上問題ありませんが、費用負担の問題など、実施には課題があります。 また今後、提供食数が減少する見込みであることはご指摘のとおりであり、基本計画（案）にあるとおり、余剰能力の活用について事業者による提案があり、保護者負担についても理解が得られ、トータルで本市の財政負担が軽減されると判断できる場合は、提案を採用する可能性があります。
	1件	学校給食だけでなく、一般給食など民間の知恵を取り入れた提案を特に評価してもらいたい。	学校給食を実施するにふさわしい提案であるかを審査しますが、将来的に発生が見込まれる余剰能力を活用し、トータルで本市の財政負担が軽減される提案は評価対象としたいと考えます。
	1件	民間給食併設だと、災害時の炊き出し委託も協力が得られやすいと思う。	災害対応機能は追加機能として位置づけています。機能の有無は事業者からの提案によります。

区分	意見	市の考え	
その他	2件	できるだけ幅広い提案を受け付けるべきである。	学校給食センターの整備という各種法令や基準をクリアする大前提のもと、民間事業者のノウハウを最大限に活用したいと考えています。
	1件	せっかく作るのであれば、他にはないユニークで機能的な建物にすべきではないか。	財政状況の厳しい折、学校給食センター以外の機能は必須としていません。 審査基準に沿って選定委員会が審査することとなります。
	1件	校長とPTA会長からなる懇談会を開催したとのことだが、幅広い市民の参画を保障する「検討協議会」等の設置を希望する。	地方自治法上も学校給食センターは不特定多数の市民が利用する「公の施設」とは異なることから、給食の現場に責任を持つ学校長と、サービスを受ける児童・生徒の保護者の幅広い参画を保障する懇談会を開催し、多角的なご意見を継続的に聞きすることとしています。 また、本パブリックコメントも、幅広い市民の参画を保障する場であると考えています。
	1件	事業計画は前倒しで実施する必要があると考える。	基本計画（案）に示す事業スケジュールよりも、少しでも早く供用開始できるよう努力します。
	1件	事業計画は必要最小限のものとし、整備・運営は民間に委託、市は管理・監督に徹してほしい。	基本計画（案）はそのような内容としています。